就業規則　規定例

（規定例１：臨時昇給させる場合）

第○条　○○部署に所属する労働者（又は勤務成績その他が良好な労働者（例えば、人事考課の評点がA以上の労働者等））について、基本給、○○手当を含めた賃金総額について、３％（５％）引上げを行う。

附則　この規程は令和○年○月○日から施行する。

（規定例２：最低賃金額を引き上げる場合）

第○条　当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額○○円とする。但し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第７条に基づく最低賃金の減額特例許可を受けた者を除く。

附則　この規程は令和○年○月○日から施行する。